

◎新潟県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月27日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名  
県道 青海水崎線
- 2 道路の位置  
糸魚川市大字須澤字中脇 1413 番 1 から同市大字頭山字川端 442 番 1 まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 河川管理者 北陸地方整備局長  
所在 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内及び法尻の一部を除く。）
- 5 管理の期間  
平成23年11月30日から当該施設の存続する日まで